

建築基準法の改正について

住宅局
建築指導課

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要

(平成26年法律第54号)

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずる。

法改正の必要性

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続きの合理化、事故・災害対策の徹底など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全・安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務。

法改正の概要

【公布日：平成26年6月4日】

■木造建築関連基準の見直し

【施行日：平成27年6月1日】

○木材の利用を促進するため、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、実大火災実験等により得られた新たな知見に基づき、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできることとする。

■実効性の高い建築基準制度の構築

1. 定期調査・検査報告制度の強化

【施行日：公布後2年以内】

○定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等を図ることとする。

2. 建築物の事故等に対する調査体制の強化

【施行日：平成27年6月1日】

○建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、国が自ら、必要な調査を行えることとする。
○国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限を充実する。

■合理的な建築基準制度の構築

1. 構造計算適合性判定制度の見直し

【施行日：平成27年6月1日】

- ①建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できることとする。
- ②比較的簡易な構造計算について、十分な能力を有する者が審査する場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。

2. 指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設

【施行日：平成27年6月1日】

○特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとする。

3. 新技術の円滑な導入に向けた仕組み

【施行日：平成27年6月1日】

○現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設し、それらの円滑な導入を促進する。

4. 容積率制限の合理化

【施行日：①平成26年7月1日②平成27年6月1日】

- ①容積率の算定に当たりエレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ面積に算入しないこととする。
- ②住宅の容積率の算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を、老人ホーム等についても適用する。

○第1弾 改正スケジュール

・公布:(政令)H27.1月21日、(省令)H27.1月29日、(告示)H27.1月29日等 ・施行:H27.6月1日

○指定構造計算適合性判定機関の指定の見直し【法第18条の2等関係】

- ・(省令)指定基準の詳細
国土交通大臣の指定手続き等を新設し、また、確認審査とは独立した処分となったことに伴い指定確認検査機関と同等の基準を追加する。
- ・指定構造計算適合性判定機関の大臣指定(有効期限終了日)
都道府県知事指定から大臣指定に移行する機関については、指定更新時に大臣指定を行う。

○構造計算適合判定資格者検定【法第5条の4、法第5条の5等関係】

- ・(政令)資格者検定の方法等
検定の受検資格の要件、検定手数料、登録手数料等を規定する。
- ・(省令)検定合格者以外の判定資格者の登録要件
検定合格者に加えて、大学教授・准教授、試験研究機関での試験研究業務経験者、これらと同等以上の知識及び経験を有する者(現行制度下の構造計算適合性判定員)を登録要件とする。

○構造計算適合性判定の対象の見直し【法第6条の3等関係】

- ・(政令)特定増改築構造計算基準
既存不適格建築物について増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合性判定の対象とし、特定構造計算基準に相当する基準として、特定増改築構造計算基準を定める。
- ・(政令)構造計算適合性判定の対象外とする構造計算(＝ルート2)
比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算(ルート2)について、構造計算に関して高度の専門的知識及び技術を有する者が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。
- ・(省令)ルート2について十分な審査能力を有する者
構造計算適合性判定員の資格を有する者、構造設計一級建築士の資格を有する者、構造計算の審査に関する講習を受けて審査に合格した者等を規定する。
- ・(告示)ルート2-3の削除
RC造ルート2-3の規定を削除する。
- ・ルート2について十分な審査能力を有する者の判定講習・考査
法施行後の登録講習・考査については登録講習機関により実施することとする予定であるが、法施行前の事前講習・考査を修了した者について、法施行後に登録講習・考査を修了した者と同様に要件を備える者として認定することを想定している。(事前講習・考査については本年12月3日に開催)

○エキスパンションジョイント【法第20条関係】

- ・(政令)構造計算で別棟とみなせる部分
構造計算で別棟とみなせる部分について、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分として定める。
- ・(政令)第81条第4項の廃止
法第20条第2項が新設されたことに伴い廃止する。
- ・(告示)平成19年国交省告示第593号の改正
法第20条第2項が新設されたことに伴い、規定の見直しを行う。
- ・(告示)平成20年国交省告示第37号及び第38号の廃止
法第20条第2項が新設されたことに伴い、廃止する。

○仮使用認定【法第7条の6関係】

- ・(告示)指定確認検査機関等による仮使用認定のための技術基準
指定確認検査機関等が仮使用認定を行うための技術基準(仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等)を規定する。
- ・仮使用認定マニュアル(指定確認検査機関等)の作成
指定確認検査機関等が円滑に仮使用認定を行えるようマニュアルを作成する。

○木造建築関連基準の見直し【法第21条第2項、第27条第1項関係】
【法第21条第2項】

- ・(政令)技術的基準の整備
大規模木造建築物の3,000㎡を超える延焼を防止するための壁等(壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他政令で定める防火設備)に関する技術的基準を規定する。
- ・(告示)技術的基準を満たす大臣が定める構造方法
壁等の具体的な仕様を規定する。
- ・解説書作成(H27.3月頃とりまとめ予定)

【第27条第1項】

- ・(政令)技術的基準の整備
在館者が避難を終了するまでの間、火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために必要な主要構造部等の技術的基準を規定する。
- ・(告示)技術的基準を満たす大臣が定める構造方法
3階建て学校を1時間準耐火構造とすることや、その他の建築物の用途や規模に応じ主要構造部を耐火構造、準耐火構造等とすることを規定する。
- ・解説書作成(H27.3月頃とりまとめ予定)

○移転【法第3条第3項第3号、第86条の7第4項関係】

- ・(政令)既存不適格の場合に緩和できる移転の範囲
敷地外への移転も含め、既存不適格建築物が移転した場合に制限の緩和が受けられる範囲を規定する。

○特殊構造方法等認定の新設【法第38条等関係】

- ・(省令)手数料、申請手続き等
認定に当たって申請者が負担する手数料の額、認定申請書の記載事項・様式、添付図書等を規定する。

○第2弾 改正スケジュール(案)

・公布:H27夏頃 ・施行:下記参照

○型式適合認定の合理化(政省令)

(認定対象の範囲の合理化、認定内容の変更等の手続きの簡素化等)

型式内容の変更に対して柔軟に対応できるよう改正を検討する。

○軽微な変更の合理化(省令)

(軽微な変更の対象の合理化)

建築基準法施行規則第3条の2の規定に限定列举されている軽微な変更の対象について、計画変更の内容が建築基準関係規定に適合することが明らかな場合には手続きが不要となるよう改正を検討する。

○児童福祉施設等(保育所)に係る基準の見直し(政令)

(認定こども園法のH27.4月施行を見据え、幼稚園から幼保連携型認定こども園への用途変更が柔軟にできるよう基準の合理化)

建築基準法施行令第19条第2項、第3項の採光の規定等の改正を検討する。

○旧38条認定建築物の増築等の円滑化に向けた見直し(政令・告示)

旧38条認定建築物の増築等が円滑にできるよう改正を検討する。

○定期調査・検査報告制度の強化【法第12条等】(施行:H28.6月)

・(政令)国が定める定期調査・検査対象

不特定多数の者等が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物等を対象とすることを検討する。

・(省令・告示)防火設備の検査内容等

防火設備の検査内容、講習課程、資格者証の種類・交付手続き等を規定する予定。

○エレベーター等の安全装置等の認定制度(施行:未定)

昇降機及び遊戯施設に設けられる制動装置、制御器等のうち、高度・複雑な機械部品及び電子回路等を有するものについて、その構造方法を国土交通大臣が認定するものに限定する等の改正について検討する。

(施行:
H27.夏頃)

平成26年2月14日	社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し、「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」(第二次答申)を提出
3月 7日	閣議決定
3月13日	第186回国会提出
3月31日	参議院国土交通委員会に付託
4月 1日	参議院国土交通委員会 提案理由説明
4月 3日	参議院国土交通委員会(建設業法等の一部を改正する法律案との一括審議) 質疑、採決(全会一致で可決)、附帯決議(全会一致で可決)
4月 4日	参議院本会議 採決(賛成多数で可決)、衆議院へ送付
5月19日	衆議院国土交通委員会に付託
5月21日	衆議院国土交通委員会 提案理由説明
5月23日・27日	衆議院国土交通委員会(建設業法等の一部を改正する法律案との一括審議) 質疑、採決(全会一致で可決)、附帯決議(全会一致で可決)
5月29日	衆議院本会議 採決(全会一致で可決、成立)
6月 4日	公布(平成26年法律第54号)

参議院国土交通委員会 附帯決議(平成26年4月3日)(抜粋)

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

四 建築物における木材利用の促進を図るため、大規模木造建築等を可能にする新たな木質材料であるCLT(直交集成板)について、構法等に係る技術研究を推進し、CLTによる建築物の基準を策定するなど、その早期活用・普及に向けた取組を進めること。

衆議院国土交通委員会 附帯決議(平成26年5月27日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 木造建築関連基準の見直しにより、国産木材の利用促進や十分な安全性が確保された大規模な木造建築物の一層の普及が図られるよう、地方公共団体や関係団体等と連携し、改正内容等の周知に万全を期すこと。また、伝統的工法による木造建築物についても一般的に建築が可能となるよう、基準の策定等に向けた検討を行うこと。
- 二 構造計算適合性判定の申請が建築主による直接申請になることに伴い、その必要性等の判断や申請手続等に支障が生じることのないよう、建築主等に向けた十分な情報提供や相談体制の整備について地方公共団体に対し助言を行うこと。
- 三 本法による定期調査・検査報告制度の見直しに合わせ、調査・検査結果の報告率の一層の向上が図られるよう、地方公共団体等と連携し、適切な施策を講じること。
- 四 高齢者等の入居する施設等において火災に対する十分な安全性の確保が図られるよう、本法により強化される防火設備等に対する定期検査の確実な実施及び報告結果を踏まえた適切な是正指導等の実施について地方公共団体に対し助言を行うこと。
- 五 建築物やエレベーター等の建築設備に関する事故等の発生に際しては、本法により創設される調査権限を十分活用し、地方公共団体や関係団体等と連携して、迅速な原因解明や対策の実施に努めること。また、国における建築物等の事故等に対する調査体制の充実に努めること。
- 六 建築物における省エネルギー化を抜本的に進める観点からの基準の見直し、人の健康に悪影響を与えるおそれのある建築材料の使用抑制など、基準の在り方について幅広い観点から検討を行うこと。また、既存建築物の長寿命化のための新たな設備の付加や減築に関わる技術指針を示し、基準の在り方について検討すること。

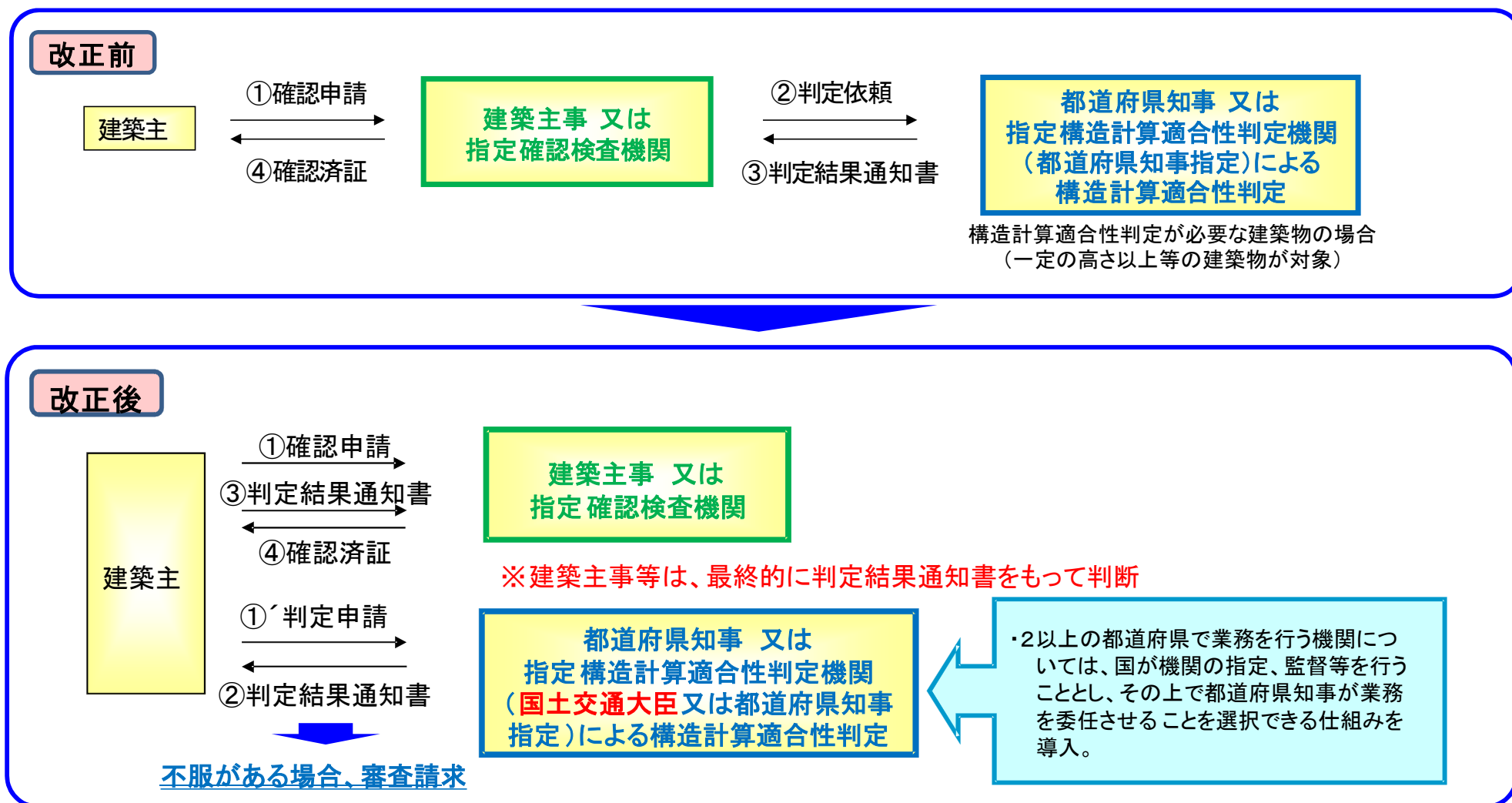
■ 構造計算適合性判定制度の見直し

施行日:平成27年6月1日

【改正内容①：申請手続きの見直し】《法第6条の3》

構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改め、建築主が審査者や申請時期を選択できるようにする。

＜参考＞構造計算適合性判定制度の見直しの全体フレームについて



「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(2/17)

【改正内容②：審査請求の対象追加】《法第94条》

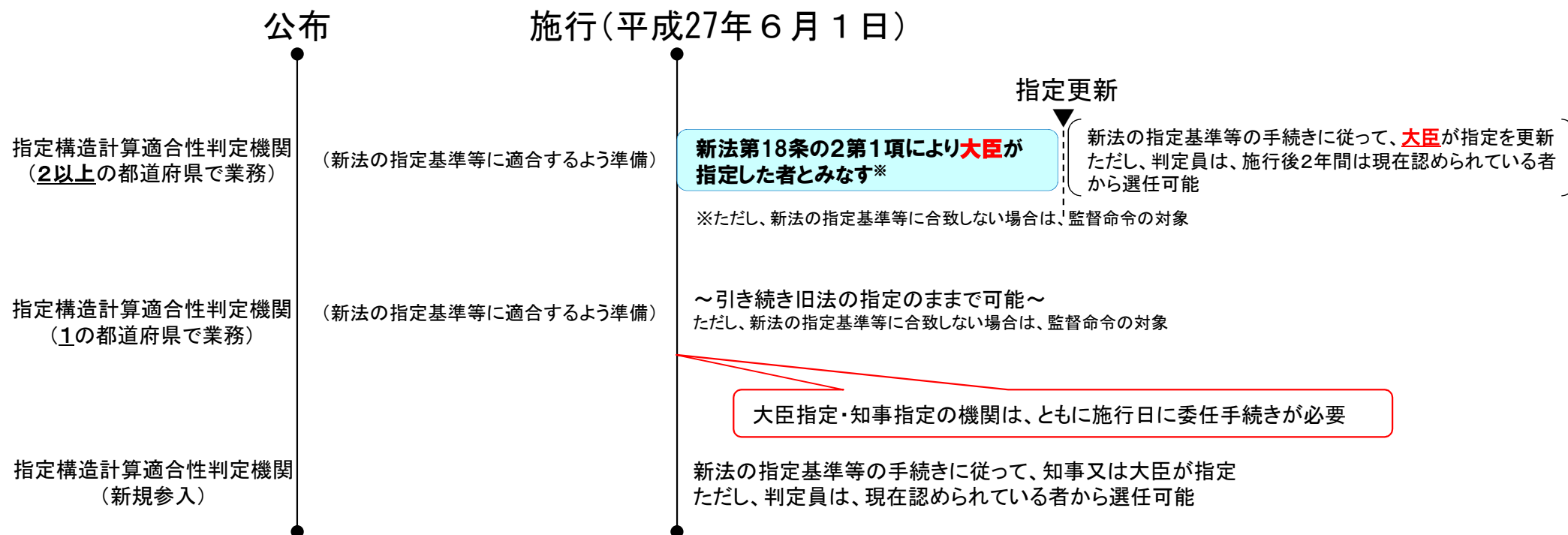
構造計算適合性判定が独立した行政処分となるため、建築主は、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の処分に不服がある場合は、都道府県の建築審査会に対して審査請求ができるようにする。

【改正内容③：機関の指定権者の見直し】《法第18条の2、法第4章の2第3節》

2以上の都道府県で業務を行う機関については、国が機関の指定、監督等を行うこととし、その上で都道府県知事が業務を委任させることを選択できる仕組みを導入する。

なお、国土交通大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

＜参考＞指定構造計算適合性判定機関の指定に係る経過措置について



「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(3/17)

【改正内容④：構造計算適合性判定員】

○構造計算適合性判定員について、これまでの国土交通大臣が大学教授等と同等以上の知識及び経験を有する者を認める制度を改め、国による資格者検定、登録等により継続的に資格者を確保できる制度を導入する。《法第5条の4》

○国土交通大臣（指定構造計算適合判定資格者検定機関が指定された場合は、当該機関）は、構造計算適合判定資格者検定を行う。《法第5条の4、法第5条の5、法第4章の2第1節》

○構造計算適合判定資格者検定は、一級建築士に合格した者で、構造計算適合性判定の業務（＝補助員）その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、5年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。《法第5条の4》

＜政令で規定する内容のイメージ＞

- ・ 構造設計の業務
- ・ 構造審査の業務（法第20条第1項（構造安全性）の審査の業務を含むものに限る。）
- ・ 建築物の構造の安全上の観点からする審査であつて国土交通大臣が構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

○構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。《法第4章の3第2節》

＜省令で規定する内容のイメージ＞

- ・ 現行制度下の構造計算適合性判定員
- ・ 大学教授・准教授 ほか

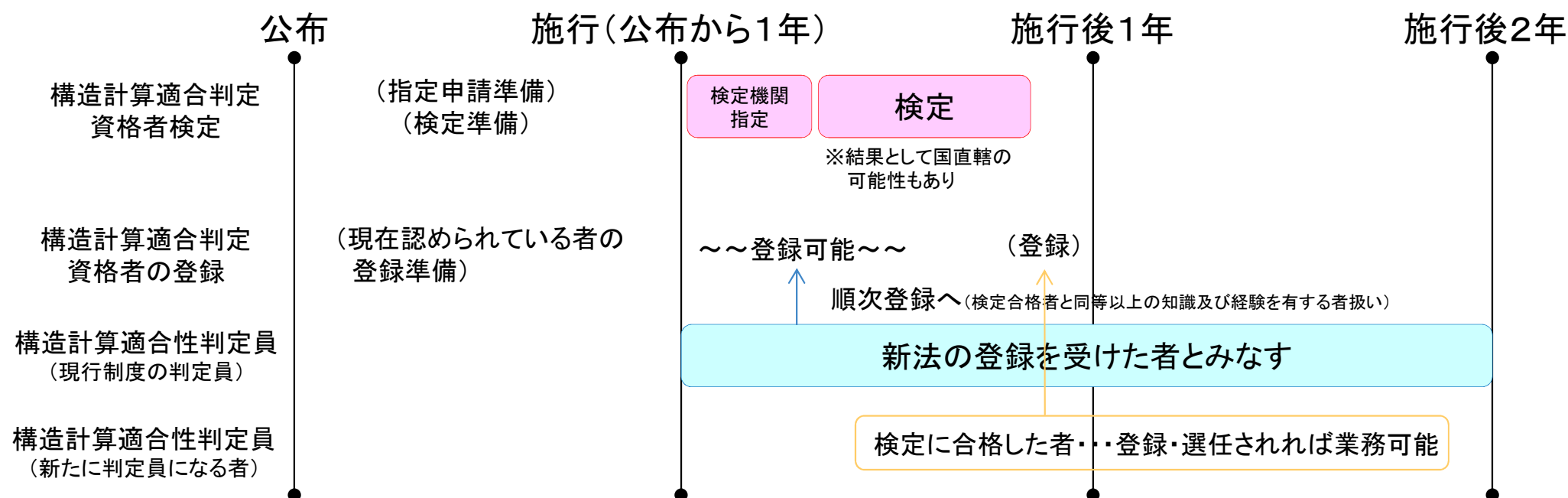
※法第77条の66第2項において準用する法第77条の63の規定により、構造計算適合判定資格者の登録の申請等の手続きは、建築基準適合判定資格者と同様に、都道府県知事経由で行う。

○構造計算適合性判定員は、国土交通大臣の登録を受けた者のうちから選任しなければならない。《法第77条の35の9》

○構造計算適合性判定員が、業務に関して著しく不適当な行為をした場合等に、国土交通大臣が判定員に対して懲戒処分（登録の消除や業務停止）をできる。《法第4章の3第2節》

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(4/17)

＜参考＞構造計算適合性判定員に係る経過措置について



【改正内容⑤：指定の基準の見直し等】《法第77条の35の4 等》

構造計算適合性判定が独立した行政処分となるため、指定確認検査機関の指定基準と同様に、指定構造計算適合性判定機関の指定基準に、構造計算適合性判定員の数の要件、資力確保の要件など追加している。

※省令の内容は、「指定構造計算適合性判定機関の指定について」(平成19年5月15日付国住指第281号)別添の内容を参考に規定を追加している。

そのほか、指定確認検査機関の規定と並びで、業務区域等の掲示、書類の閲覧などの規定を追加している。

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(5/17)

【改正内容⑥：構造計算適合性判定の対象の見直し】《法第6条の3 等》

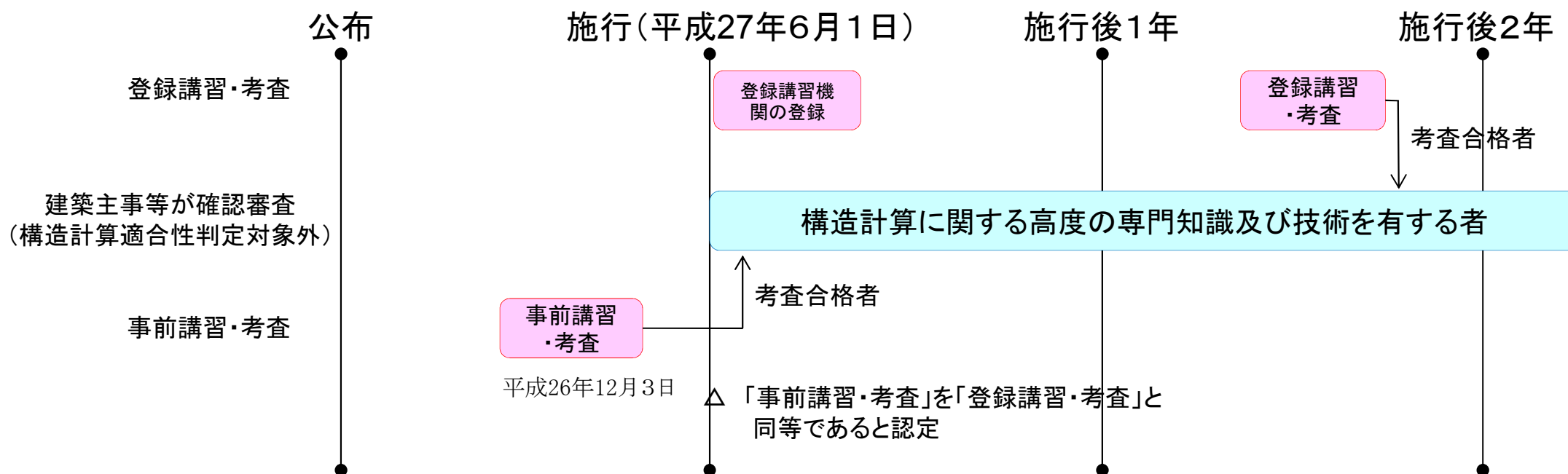
比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算（ルート2）について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める者である建築主事等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。

＜省令で規定する内容のイメージ(検討案)＞

- ・ 構造計算適合性判定員の資格を有する者
- ・ 構造設計一級建築士の資格を有する者
- ・ 構造計算の審査に関する講習を受けて審査に合格した者

※法施行後の登録講習・審査については、登録講習機関により実施することを想定している。

※法施行前の事前講習・審査(平成26年12月3日実施)については、法施行後に登録講習・審査と同等であると認定することを想定している。

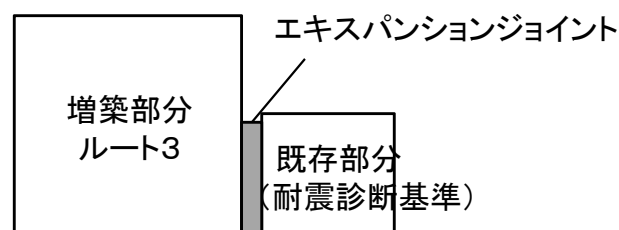


「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(6/17)

【改正内容⑦：構造計算適合性判定の対象の見直し（既存不適格・EXP. J）】《法第6条の3、法第20条 等》

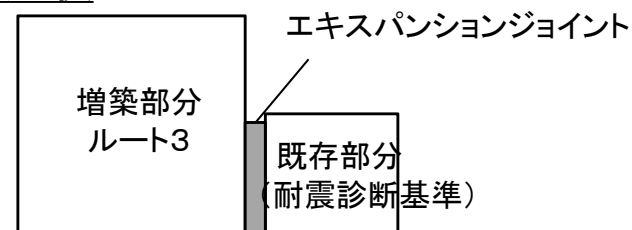
○既存不適格建築物について増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合性判定の対象とする。

改正前



適判不要 適判不要

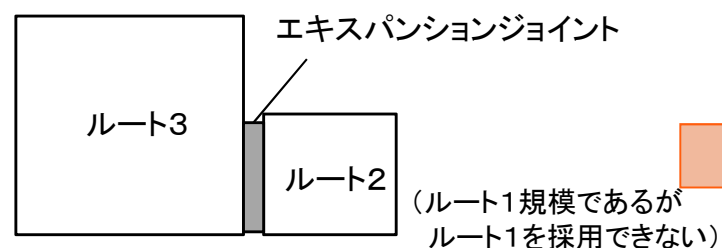
改正後



適判必要 適判不要

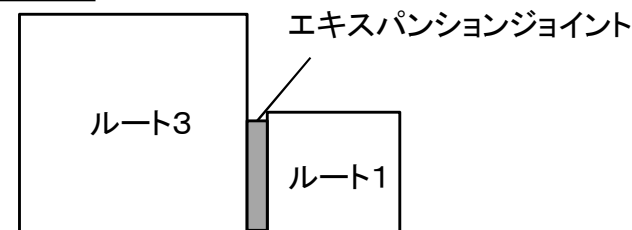
○建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうかの判断を行うものとする。

改正前



適判必要 適判必要

改正後



適判必要 適判不要

○既存建築物（現行法適合）にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準に適合していることが明らかな場合には、再度構造計算を行うことは不要とする。

○既存建築物を段階的に改修する場合の全体計画の認定の手続きにおいて、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については、構造計算適合性判定の結果を踏まえて行うこととする。

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(7/17)

■ 仮使用承認制度における民間活用

施行日：平成27年6月1日

【改正内容】《法第7条の6、法第18条》

仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等の一定の安全上・防火上の基準を定め、指定確認検査機関・建築主事が当該基準に適合すると認めたときは仮使用できることとする。

＜基準イメージ＞

- ① 工事部分での火災が発生した場合に、仮使用部分の安全性を確保するため、仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること（1時間準耐火構造の床や壁、常時閉鎖式の特定防火設備による）
- ② 仮使用部分を利用する者の安全性を確保するため、仮使用をする建築物の部分を使用する者の経路と、工事用資材の搬出入等に使用する工事部分の経路が、重複しないこと
- ③ 仮使用部分が建築基準関係規定に適合していること。

※仮使用認定を行う指定確認検査機関は、業務規程の改定が必要となる。

※指定確認検査機関と同様に、建築主事も仮使用認定を行うことができるようになるため、手数料条例の改定の検討が必要となる。

■ 定期調査・検査報告制度の強化

施行日：公布後2年以内

【改正内容①：国が定める定期調査・検査の対象】《法第12条第1項から第4項まで》

○不特定多数の者等が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物等については法令により一律に定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことができるようにする。

＜国が定める定期調査・検査の対象イメージ(検討案)＞

今後、特定行政庁と十分調整しながら決めていく予定。イメージとしては、次のとおり。

- i) 診療所等の就寝の用途に供する建築物、百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの
- ii) 上記 i) に設けられた防火戸などの防火設備
- iii) 上記 i) に設けられた建築設備
- iv) 一定の昇降機、(遊戯施設)

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(8/17)

【改正内容②：資格者に関する規定の整備】《法第12条、法第12条の2、法第12条の3》

- 定期調査・検査資格者を法律に位置づけ、「資格者証の交付」や「調査等に関して不誠実な行為をしたときなどの資格者証の返納命令」などを規定する。
- 防火設備について、専門的な知識と技能を有する者が点検する仕組みを導入する。

改正前

特殊建築物等調査資格者

劇場、病院、百貨店などの外壁の損傷の有無、天井の耐震対策の状況の確認、防火設備の設置状況の確認などを実施

昇降機検査資格者

エレベーター、エスカレーターなどの安全装置の点検、動作確認などを実施

建築設備検査資格者

配管設備の腐食状況の点検、換気設備の換気量の確認などを実施



改正後

建築物調査員

劇場、病院、百貨店などの外壁の損傷の有無、天井の耐震対策の状況の確認などを実施

防火設備検査員（仮称）

防火戸、防火シャッターなどの駆動装置の点検、感知器と連動させた動作確認などを実施

昇降機検査員（仮称）

（同左）

建築設備検査員（仮称）

（同左）

建築設備等検査員
（法第12条第3項）

※既に必要な講習を修了し、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者となっている者は新たに講習の受講を要さず、国土交通大臣への申請により、それぞれ、改正後の建築物調査員、昇降機検査員（仮称）、建築設備検査員（仮称）の資格者証を交付する予定。

→必要な手続きが着実に行われるよう、今後、関係者への周知徹底を図る。

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(9/17)

■ 木造建築関連基準の見直し

施行日：平成27年6月1日

【改正内容】《法第21条、法第27条》

以下の場合に、大断面木材などを活用して耐火性の高い材料で被覆する等の措置によらずに準耐火構造等にできることとする。

- ① 延べ面積が3,000㎡を超える大規模な建築物について、火災の拡大を3,000㎡以内に抑える防火壁等を設けた場合 《法第21条》
- ② 3階建ての学校等について、天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じた場合 《法第27条》

＜参考＞建築基準法改正案

①法第21条第2項

延べ面積が3,000㎡を超える建築物（略）は次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

- 一 法第2条第九号のニイ^{注1}に掲げる基準に適合するものであること
- 二 壁等^{注2}（略）によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000㎡以内としたものであること

＜政令で定める壁等の性能イメージ＞

- 一 通常の火災による火熱が火災継続予測時間^{注3}加えられた場合、
 - ・ 構造耐力上支障のある損傷を生じないこと
 - ・ 当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと
 - ・ 屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないこと
- 二 当該壁等以外の建築物の部分が倒壊することによって倒壊しないこと
- 三 当該壁等で区画された部分から屋外に出た火炎による他の部分への延焼を有効に防止できること

＜告示で定める具体的な仕様イメージ＞

- 一 壁、柱、床、はり、屋根、階段及び防火設備の構造方法は、・・・（90分の耐火性能を有する仕様等を具体的に定める予定）とすること
- 二 壁等は、壁等で区画する部分とエキスパンションジョイント等のみで接すること
- 三 壁を外壁面及び屋根面から一定程度以上突出させること又は壁等により区画する建築物の部分同士を一定距離以上離隔させること 等

注1：耐火構造又は耐火性能検証 注2：壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備 注3：建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が継続することが予測される時間

②法第27条第1項

（略）特殊建築物^{注1}は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止する（略）ものとし（略）、かつ、外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるもの（略）に防火設備（略）を設けなければならない。

＜政令で定める主要構造部の性能イメージ＞

- 主要構造部は、次の①又は②に適合すること
- ①通常の火災による火熱が加えられた場合に、
 - ・ 主要構造部は、加熱開始後特定避難時間^{注2}構造耐力上支障のある損傷を生じないこと
 - ・ 壁、床及び屋根の軒裏は、加熱開始後特定避難時間^{注2}当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと
 - ・ 外壁及び屋根は、加熱開始後特定避難時間^{注2}屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないこと
 - ②令第107条各号（耐火性能に関する技術的基準）又は令第108条の3第1項第一号イ及びロ（耐火性能検証）に掲げる基準に適合すること 等

＜告示で定める具体的な仕様イメージ＞

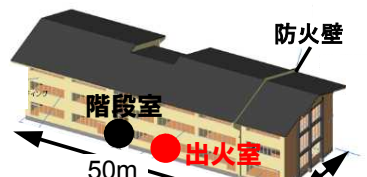
- ・ 劇場、病院、百貨店等の主要構造部は、従来どおりの床面積又は階数に応じて、耐火構造又は準耐火構造とする
- ・ 共同住宅等（地階を除く階数が3で一定の要件^{注3}を満たすもの）の主要構造部は、1時間準耐火構造とする
- ・ 学校等（地階を除く階数が3で一定の要件^{注4}を満たすもの）の主要構造部は、1時間準耐火構造とする 等

注1：法別表第一で対象となる用途、規模を規定 注2：特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間 注3：建物の周囲に幅員3m以上の通路、各宿泊室等にバルコニーの設置等 注4：建物の周囲に幅員3m以上の通路、開口部にひさし若しくはバルコニーの設置又は天井の不燃化等

(参考)木造建築関連基準の見直し(木造3階建て学校の実大火災実験(H23-H25)) 国土交通省

■H23予備実験(平成24年2月につくば市で実施)

建築面積: 830㎡
延べ面積: 2,260㎡
構造: 1時間準耐火構造
バルコニー・ひさし: なし
内装: 1階内部は床、壁、天井とも木



階段室: ラッチのない防火戸を設置
防火壁: ラッチのない防火戸を設置

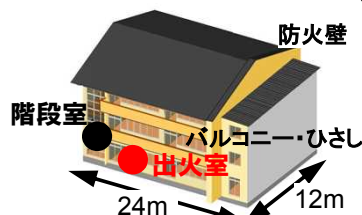
※建物の倒壊まで火災を継続。

H23予備実験の経過



■H24準備実験(平成24年11月に下呂市で実施)

建築面積: 310㎡
延べ面積: 850㎡
構造: 1時間準耐火構造
バルコニー・ひさし: あり
内装: 床は木



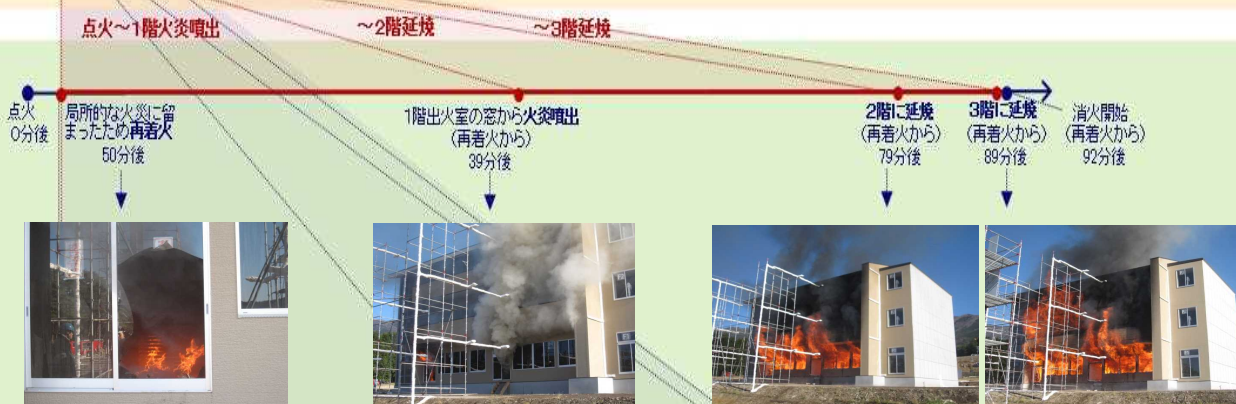
壁及び天井は不燃材料
軸組は木材現し
階段室: ラッチを設けた防火戸を設置
防火壁: ラッチを設けた防火戸を設置



ラッチ

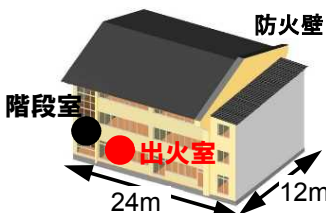
※3階への延焼後速やかに消火
(安全管理のため)。

H24準備実験の経過



■H25本実験(平成25年10月に下呂市で実施)

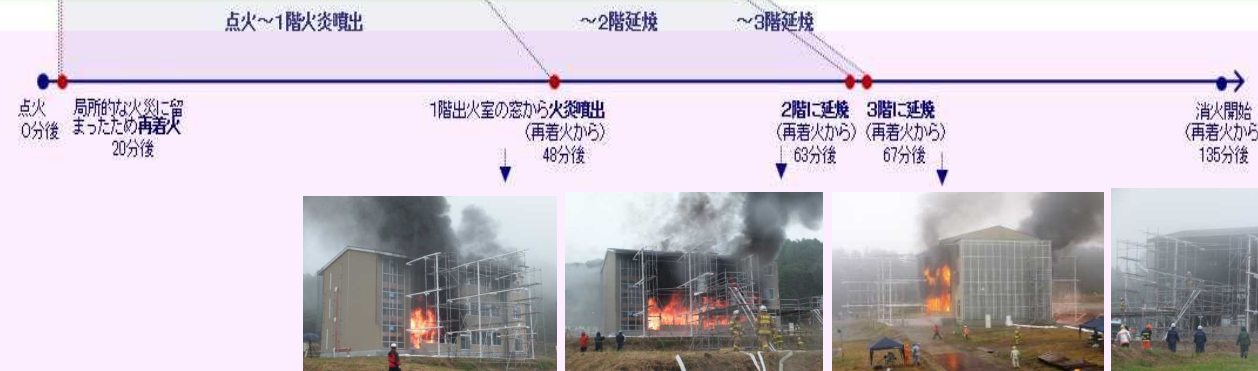
建築面積: 310㎡
延べ面積: 850㎡
構造: 1時間準耐火構造
バルコニー・ひさし: なし
内装: 床及び壁は木



天井は準不燃材料
軸組は木材現し
階段室: ラッチを設けた防火戸を設置
防火壁: ラッチを設けた防火戸を設置

※3階への延焼後も火災盛期を超えた状態まで火災を継続。

H25本実験の経過(速報)



(注)経過時刻は今後の精査の結果見直すことがある。

○天井の不燃化やバルコニー・ひさしの設置などの防火措置等を講じることで、区画を超えた早期の延焼を防止できることが確認された。
○防火壁を越えた延焼を防止できることが確認された。

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(10/17)

■「移転」の規定の見直し

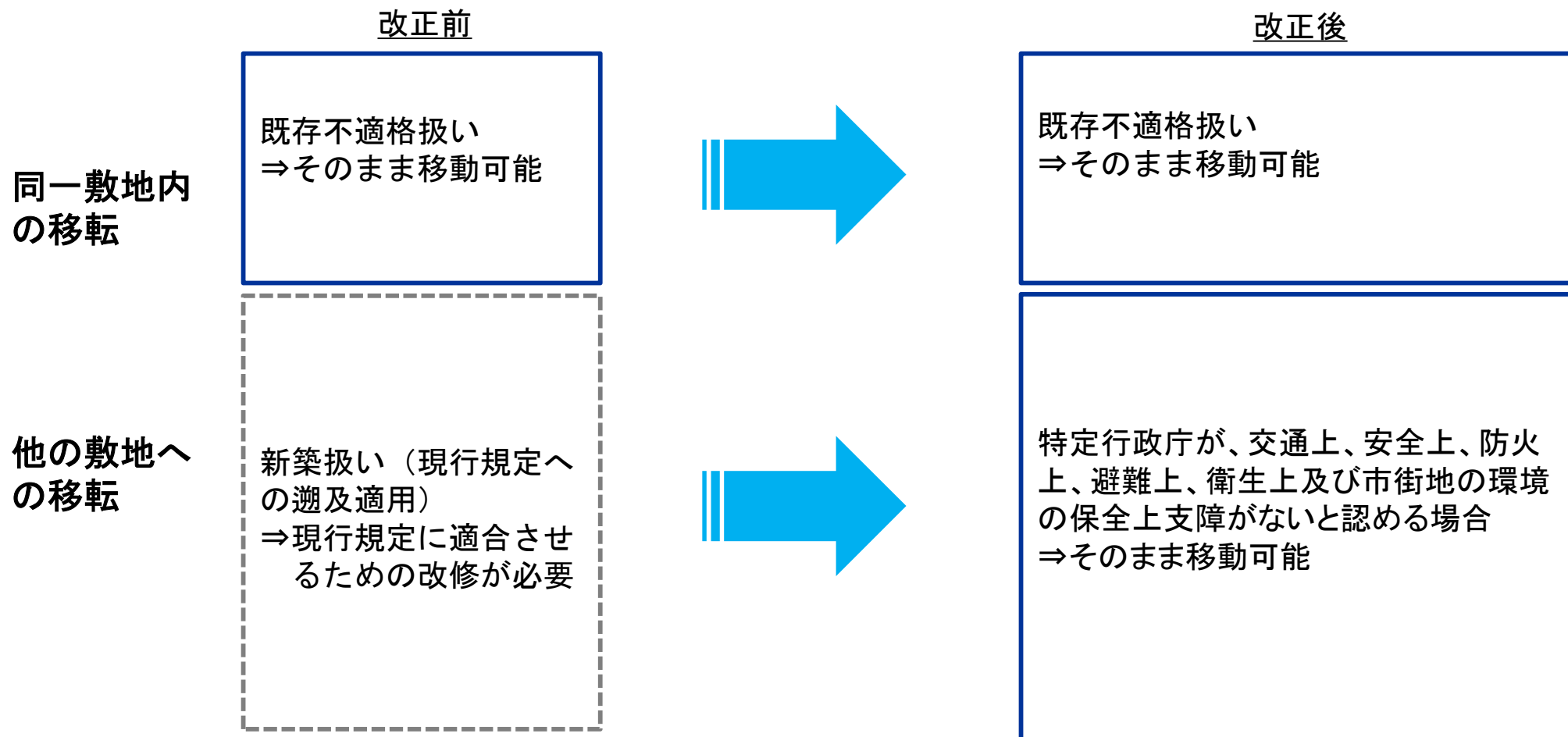
施行日：平成27年6月1日

【改正内容】《法第3条、法第86条の7》

法第3条第3項第3号に移転を加え、移転した場合に、現行基準に遡及適用されるよう改正する。

その上で、法第86条の7第4項を追加し、政令で定める範囲内で、敷地外への移転も含め既存建築物に対する制限の緩和を行えるよう改正する。

＜政令で定める基準のイメージ＞



「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(11/17)

■ 建築物の事故等に対する調査体制の強化

施行日:平成27年6月1日

【改正内容①：国の調査権限の強化】《法第15条の2》

建築物等において重大な被害が発生した事故・災害等において、国が迅速に原因究明を行うことにより、建築基準法に基づく建築物等に係る基準の見直し等の再発防止策を講じるよう、国が自ら調査を実施できるようにする。

(1) 報告徴収【新設】: 対象者

改正前	改正後
・型式部材等製造者認証を受けた者(法第68条の21) ・指定確認検査機関(法第77条の31、国指定のみ)	・建築物等の所有者、管理者等 ・建築主 ・設計者 ・建築材料等を製造した者※ ・工事監理者 ・工事施工者 ・建築物に関する調査をした者 ・型式適合認定を受けた者 ・構造方法等の認定を受けた者 ・特殊構造方法等認定を受けた者 ・指定確認検査機関(法第77条の31、国指定のみ) ・指定構造計算適合性判定機関(法第77条の35の17、国指定のみ)

※型式部材等製造者認証を受けた者を含む

(2) 帳簿・書類等の物件提出の求め【新設】: 対象者

改正前	改正後
なし	・建築物等の所有者、管理者等 ・建築主 ・設計者 ・建築材料等を製造した者※ ・工事監理者 ・工事施工者 ・建築物に関する調査をした者 ・型式適合認定を受けた者 ・構造方法等の認定を受けた者 ・特殊構造方法等認定を受けた者

※型式部材等製造者認証を受けた者を含む

(3) 立入検査【新設】: 立入対象

改正前	改正後
・認証型式部材等製造者の工場等(法第68条の21) ・指定確認検査機関(法第77条の31、国指定のみ)	・建築物 ・建築物の敷地 ・建築材料等を製造した者の工場等※ ・建築工事場 ・建築物に関する調査をした者の事務所等 ・型式適合認定を受けた者の事務所等 ・構造方法等の認定を受けた者の事務所等 ・特殊構造方法等認定を受けた者の事務所等 ・指定確認検査機関(法第77条の31、国指定のみ) ・指定構造計算適合性判定機関(法第77条の35の17、国指定のみ)

※認証型式部材等製造者の工場等を含む

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(13/17)

【改正内容②：特定行政庁の調査権限の強化】《法第12条第5項から第7項まで》

特定行政庁の調査対象に建築材料等の製造者や維持保全にかかわった者を加え、円滑な調査が実施できるようにする。

(1) 法第12条第5項 報告徴収：対象者

改正前	改正後
・建築物等の所有者、管理者等 ・建築主 ・設計者 ・工事監理者 ・工事施工者 ・定期調査・検査を実施した者 ・指定確認検査機関 ・指定構造計算適合性判定機関	・建築物等の所有者、管理者等 ・建築主 ・設計者 ・<u>建築材料等を製造した者</u> ・工事監理者 ・工事施工者 ・<u>建築物に関する調査をした者</u> ・指定確認検査機関 ・指定構造計算適合性判定機関

(2) 法第12条第6項 帳簿・書類等の物件提出の求め【新設】：対象者

改正前	改正後
なし	・建築物等の所有者、管理者等 ・建築主 ・設計者 ・<u>建築材料等を製造した者</u> ・工事監理者 ・工事施工者 ・<u>建築物に関する調査をした者</u>

(3) 法第12条第7項 立入検査：立入対象

改正前	改正後
・建築物 ・建築物の敷地 ・建築工事場 ・指定確認検査機関(法第77条の31)	・建築物 ・建築物の敷地 ・<u>建築材料等を製造した者の工場等</u> ・建築工事場 ・<u>建築物に関する調査をした者の事務所等</u> ・指定確認検査機関(法第77条の31)

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(14/17)

■ 新技術の円滑な導入に向けた仕組み

施行日：平成27年6月1日

【改正内容】《法第38条、法第68条の26、法第97条の4 等》

現行の建築基準法令が想定していないような構造方法等を対象とする新たな大臣認定制度を創設し、円滑な導入を促進する。

＜省令で規定する内容＞

- ・ 申請の方法等
- ・ 手数料の額

○新法第38条の規定の準用

- ・ 防火地域等における建築規制を定めた法第3章第5節等《法第67条の2等》
- ・ 遊戯施設などの工作物《法第88条》

(1) 法改正の趣旨

- 平成10年改正において建築基準の性能規定化が図られた当時は、技術的知見が十分蓄積されていなかったことなどにより、性能基準を定めることができなかった規定については、技術的な知見の蓄積を行ったうえで、順次性能規定化していく方針とされていた。
- しかし、それには一般的に適用できる性能基準を法令で定めることが必要になることから基準化まで相当程度の時間を要する。その結果、新技術の実用化に時間がかかるだけでなく、新たな建築技術の開発に対する意欲を阻害しているという指摘がなされていた。
- このため、今回の改正により、技術的知見が十分蓄積されていない構造方法等であっても、機動的に大臣認定することにより建築物へのタイムリーな採用を可能にする法体系に見直すこととされ、法第38条等に基づく「特殊構造方法等認定制度」が設けられた。

(2) 特殊構造方法等認定の対象の基本的な考え方

- ①現時点では一般的な検証方法が未確立であるため、既存の構造方法等との比較検討など検証方法も検討しつつ、同等性の評価を個別に行うことにより安全性を検証する必要があるもの
- ②ハード対策としての技術的基準だけでなく、特殊な維持管理などソフト対策が確実に機能することを前提条件としているため、一般的な構造方法等として技術的基準に位置付けることが馴染まないもの

※今回の改正に併せて、現段階で可能なものについてはさらなる性能規定化(構造方法等の認定の基準や運用の見直しによる対象の拡大を含む。)を図る方向で検討。

※原則として一般認定は行わず、個別案件ごとに認定を行うこととする方針(一般認定できるレベルの構造方法等については早期に技術的基準に位置付ける方針)。

(3) 特殊構造方法等認定の手続き

- 特殊構造方法等認定は、国土交通省が直轄で実施する。
- 手続きをスムーズに進めるため、認定対象の妥当性や提出すべき検証資料について、国土交通省担当官等による予備的な審査(事前相談)を実施する。
- 構造方法等が建築基準法に基づく規定と「同等以上の効力」があるかどうかを審査するために必要な事項を記載した図書等を提出していただくことにより認定申請を受理する。
- 認定申請の受理後、国土交通省に設置する方向で検討している第三者委員会において、学識経験者の科学的知見に基づく審査(エキスパートジャッジメント)をいただき、これを踏まえて大臣認定する方針。

※予備的な審査(事前相談)の段階においては、建築基準法の規定と「同等以上の効力」があることについて、個別事案ごとに評価の考え方を整理する必要がある、場合によっては認定の受理に先立ち国土交通省に設置する方向で検討している第三者委員会の意見を聞くことも考えられ、それに基づき検証資料を準備していただく必要があることから、これらの準備段階の期間を含めれば、基本的に既往の構造方法等の認定よりも多くの時間を要するものと考えられる。

※特殊構造方法等認定は国土交通省が直轄で実施するものであるため、認定申請に当たって、構造方法等の認定のように指定性能評価機関等の評価書等を取得することは義務付けられていない。なお、国土交通省及び上述の第三者委員会等においては、認定申請者から、試験データ等や保有性能に関する評価書等が提出された場合には、それらの信頼性も考慮しつつ技術審査を行うことになるものと考えられる。

建築基準法の一部を改正する法律の概要(16/17)

■ 容積率制限の合理化

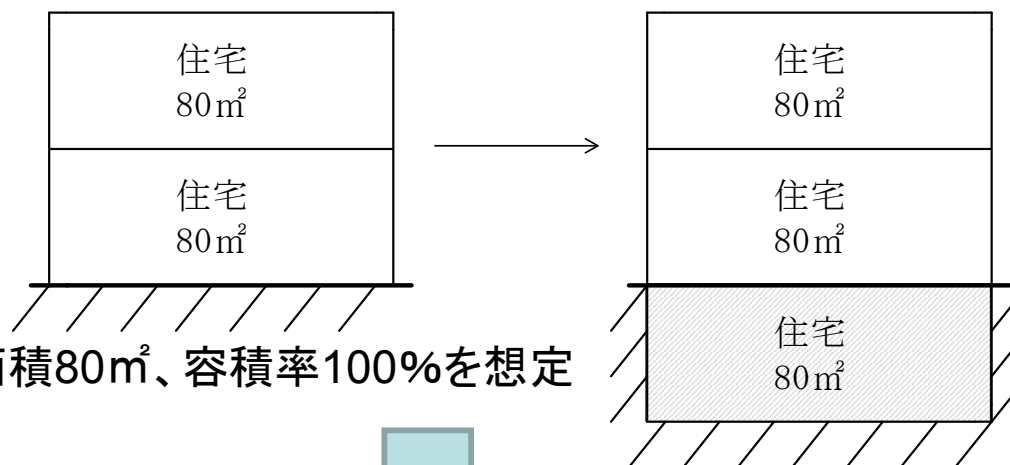
【改正内容①：老人ホーム等の容積率制限の合理化】 《法第52条第3項》

施行日：平成27年6月1日

現行制度

建築物の地階で住宅の用途に供する部分については、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として、容積率に算入しないこととしている（平成6年建築基準法改正）。

（現行制度のイメージ）



※敷地面積160㎡、建築面積80㎡、容積率100%を想定

改正後

高齢者等の増加に対応した良質な老人ホーム等の供給を促進するため、住宅と同様に、高齢者等の入所・入居の用に供する老人ホーム等（※）についても、地下室の容積率特例の対象とする。

※老人福祉法に基づく有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者総合支援法に基づく福祉ホーム 等

【改正内容②：エレベーターの昇降路の容積率不算入】 《法第52条第6項》

施行日：平成26年7月1日

改正前

かごの停止階については、エレベーターの昇降路(シャフト)部分の床面積を容積率に算入する。

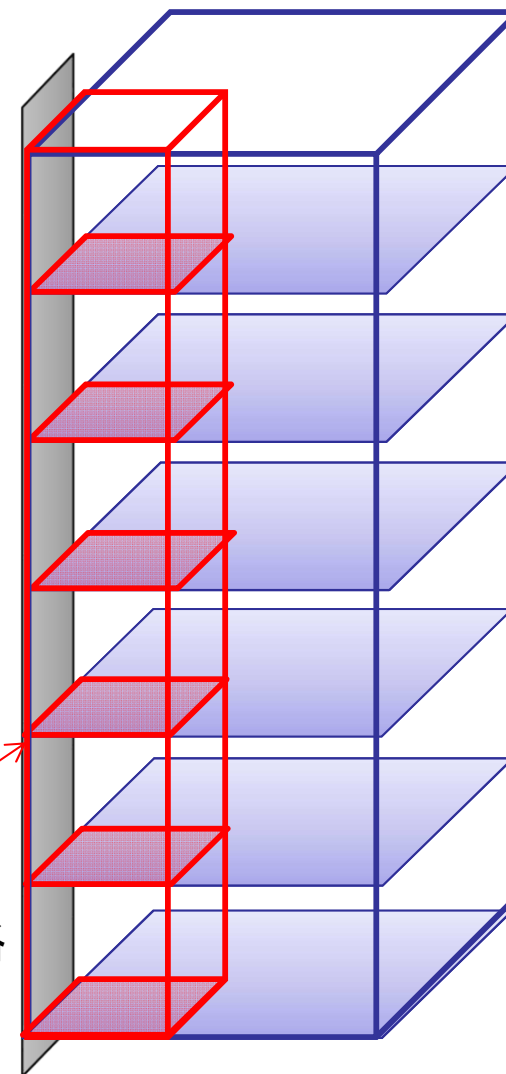


改正後

エレベーターの昇降路(シャフト)部分の床面積は、容積率に算入しない。
(全ての建築物における全ての階について不算入とする)



エレベーターの昇降路



 : 新たに容積率不算入とする部分 23